

鹿児島県農協労働保険事務組合
取組事例報告

ＪＡ鹿児島県中央会
営農サポートセンター
社会保険労務士　池ノ上　和哉

Ⅰ 推進体制の整備（1）県等

①県との打合せ

期　日　　：令和8年7月14日
内　容　　：情報交換
打合せ先　：県経営技術課・県農業会議

②鹿児島労働局との打合せ

期　日　　：令和8年8月7日
内　容　　：労災保険加入状況調査
打合せ先　：労働保険徴収室

③（一社）全国労働保険事務組合　鹿児島支部との打合せ

期　日　　：令和8年8月12日
内　容　　：労災保険加入状況調査
打合せ先　：参事

Ⅰ 推進体制の整備（2）ＪＡ

①全ＪＡ参加を目指して（残り１ＪＡ）

- 未参加ＪＡ役員との打合せ

  期日：令和8年10月5日

- ＪＡ等の加入の推移（全ＪＡ数：１３）

	H22						R2			R8年9月
JA	6						11			12
事業場	20						別途事務組合設置JAを集約			509
加入者	115									2，002

Ⅱ取組内容（1）ロードマップの作成　①本会・ＪＡ

		令和8年度(2026)			
		4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
本会・本事務組合	基本方針等整理		方針・ロードマップ整理	JA常務参事会へ提示	
	研修会の開催		・JA担当者会		・JA担当者会
	DX化推進 (補助事業活用)		・労災電子申請のためのDX化推進(補助事業活用等)の検討		
	(本会人員体制の検討)				
	広報活動 (補助事業有)	・パンフレット9,000部作成・配布		・ラジオCM作成・放送　・動画作成 ・ポスター印刷・配布　・チラシ作成	
	広報活動 (補助事業無)		・会館デジタルサイネージへの掲載	・ラジオ録画出演(中央会枠)	・ラジオCM・放送 ・ラジオ生出演
ＪＡとの連携	未加入JA(あおぞら)への取組み			・JAあおぞら役員への説明	・JAあおぞら各種部会での説明
	JAホームページ・広報誌での広報		・バナー資料整理	・JA常務参事会へ提示	・HPにバナー設置
	各種部会			・JAの各種部会の総会・研修会に講師で参画	

2027～2029：別途作成済

Ⅱ取組内容（1）ロードマップの作成　② 県・市町等

（お願いしたいこと）

県組織との連携	各種部会（青年部・女性部・県野菜部会・県果樹部会）			・総会・研修会に講師で参画	
県との連携	研修会への参画		・県庁（経営技術課）との協議		
	広報活動	・本事務組合よりパンフレット800部を県・地域振興局に配布			
全国組織との連携	補助事業の活用　研修会への参画	・補助事業第1回担当者会 ・労災保険に係る全国セミナー		・補助事業第2回担当者会	・補助事業実績報告
市町との連携	市町別説明会			県経営技術課等と市町村協力依頼の打合せ	

※JA全中が実施する情報交換会等のJA全国機関等との連携は記載していない

2027～2029：別途作成済

（2）パンフレットの作成①

農作業安全・農業者の労災保険の概要





従業員を雇用するすべての農業者は、労災保険への加入が義務化の予定

農業での労災保険の現状

	常時雇用の従業員数	
	5人以上	4人以下
法人経営	義務	
個人経営	義務	任意

→ 義務化の予定

農作業事故が絶えないことから、他産業並みに
農業の小規模経営の従業員も、労災保険の加入が義務化になる予定です。

目　次

○農作業事故があった場合・雇い入れ時の教育の義務化	1
○熱中症対策	2
○農作業事故事例	3～4
○農作業死亡事故者数の推移　他	5
○万一の事故に備えて、事故が起きたら　他	6
○労災保険の概要	7～10
○ＪＡの取り組み・農作業安全情報	11

ＪＡグループ鹿児島

鹿児島県農協労働保険事務組合

農作業事故があった場合～事業主責任が問われる

◎労働基準監督署の現場検証では・・・

朝礼を実施したか	朝礼をして作業計画を打ち合わせましたか その時危険な作業とその事故防止の指示をしましたか 作業員は作業できる状態(健康問題ないか)でしたか
作業環境に問題がないか	てすりや落下防止の設備が設置されていますか 高所作業の場合、ヘルメットを着用していましたか 草刈り作業の場合少なくとも5m以上離れていましたか
資格があるか検査を受けているか	刈払機・フォークリフトの資格を持っていますか フォークリフトに関しては、特定自主検査(年次検査)を年1回受けていますか

大きな過失がある場合事業主は刑事罰も含め、指導を受ける

事業主の皆様へ：令和6年4月～
雇い入れ時の教育が義務化されました

事業主は、労働者を雇い入れ、又は労働者の作業内容を変更したときは、
労働者に対して、労働安全衛生教育を行う義務があります。

特別教育・技能講習の受講機関

機械名等	受講機関
フォークリフト・油圧ショベル・移動式クレーン・小型ボイラー・小型建設機械・高所作業者等	(公社)鹿児島県労働基準協会 〒892-8550 鹿児島市新屋敷町16番16号 TEL 099-226-3621 FAX 099-226-3622
チェンソー・刈払機	林業・木材製造業労働災害防止協会 鹿児島県支部 〒891-0115 鹿児島市東開町3番2号 TEL 099-267-5681 FAX 099-267-2407

◎上記機械を運転する者に対し事業主は、特別教育・技能講習等を
受講させなければなりません。

令和7年6月1日から労働者を雇用する事業者に対し、
労働者への熱中症対策を義務化







（事業所内に掲示してください）

農作業中の熱中症対策

「絶対に無理をしない、頑張りすぎない」ことが大切です。





農作業中の熱中症を予防しましょう！

Interview

労災保険に加入し、万一の農作業事故に備えましょう！

駆動式の草刈り機（ウィングモア）で右足を負傷





「全員労災保険に加入しているので、ありがたい。」

令和7年5月田植えの準備作業で駆動式の草刈り機で作業中、ソフトボール位の大きさの石が右足の甲に飛んできて、機振からかかとにかけて負傷した。翌日、痛みが治まらないので病院を受診。負傷した2日後、足の甲の腫れがひどいためMRI検査をしたところ、骨折と診断された。

通常は、安全靴を履いているが、当日は通常の靴をはいていたとのこと。

労災保険には、令和2年4月から農事組合法人の従業員は「一般加入」で、役員は「特定農作業」で加入されている。

負傷した従業員は、「農場全員労災保険に加入しているので、事故があったら補償があり、ありがたい。」と話をされた。

尖ったチェーンが右手の甲に刺さり負傷





右手の甲にケロイド状のチェーン痕（あと）

令和7年9月に田んぼでWCS収穫作業中、ロールベーラーに稲が詰まった。エンジンを止めて詰まっている物を取ったが、稲を誘導する鉄の棒（上部と下部）が、機械の上部に引っかかった。元の位置に戻そうとしたら、稲を巻き込む尖ったチェーンが右手の甲に刺さり、負傷した。皮が剥けて出血していたので直ぐに病院を受診した。11針縫い、抜糸に10日ほどかかりその間働くことができなかった。

労災保険には、令和2年4月より一般加入で加入されている。事故直後の写真は、右手の甲にケロイド状のチェーン痕（あと）が残り、見るに堪えない状態である。事故後半年後の取材時でも、傷痕がくっきり残っていた。

（2）パンフレットの作成②

Interview

国の制度なので、休業補償金等補償内容が充実しています！

ハーベスタの収納袋の荷台に右手を挟んで負傷

全治1ヶ月で同期間休業補償金が支給される



【ハーベスタとさとうきび収納袋】



【右手を収納袋の荷台に挟んで負傷】

さとうきびの収穫作業中に、ハーベスタの後方に設置してある収納袋を荷台に取り付け後、レバーで荷台を上げている途中にファンダクト（さとうきびの葉や皮などの不要な部分が排出される排出口）の網が強固でなびいて収納袋に覆い被さったため、それを取り除こうとした際に、誤って右手を収納袋の荷台に挟んで負傷した。

病院で受診したところ、右手付け根の圧迫による骨折で、全治するのに1ヶ月を要し、休業補償金が同期間支給された。労災保険には、令和5年4月から一般加入と中小事業主等で加入されている。

「従業員がケガをした時の負担が一番心配でしたので、万一に備えて労災保険に加入していたことで大変助かりました。」と事業主が話をされた。

粉じんによる肺の病気が労災認定される

「労災保険に加入して金銭面・精神的に助かった。」



【肺線維結節】



【粉砂のしばりかす塊】

症状としては、10年程前に登り坂がきつくなり、それから咳が頻繁に出て、少し動いただけで息切れや呼吸が苦しくなることが多くなった。5年程前に症状がますますひどくなり、地元の呼吸器内科を受診したものの1年経過後も症状が改善せず、複数の呼吸器専門病院を受診し、内視鏡手術をして、退院後現在療養中。病名は間質性肺炎（慢性過敏性）。

牛舎のもみがら、のこくず、穀物のしばりかす等粉じんにより異例ではあるが労災認定される。「認定されて本当にありがたかったです。労災保険に加入していたおかげで、毎月の医療費等金銭面の負担もですが、精神的にも軽減され助かっています。」と本人が話をされた。

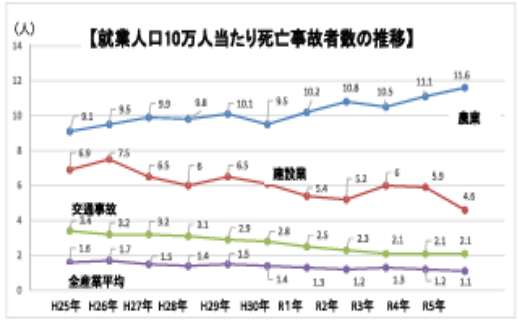
平成29年12月から一般加入と特定農作業で加入されている。

【農作業死亡事故者数の推移】

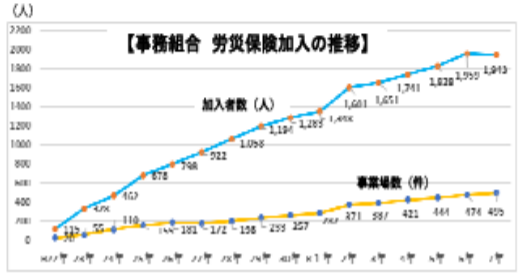
単位（人、番）

年	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	平均
全国	274	281	270	242	238	236	287	261
本県	13	5	10	9	16	7	9	10
本県の順位	3	19	7	2	1	9	10	3

本県は、年間平均して農作業で１０人死亡しており、
全国でワースト３位となっている。



農業は、交通事故の５倍、建設業の２倍以上死亡事故者数が多くなっている。



加入者数・事業場数ともに概ね順調に推移している。

【事務組合における労災保険事故の補償件数の推移】（単位：件）

	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
療養補償給付	26	38	30	35	37	35
休業補償給付	18	27	20	22	24	19
障害補償給付	0	0	1	2	0	0

4日以上の休業が必要な休業補償給付は、療養補償給付の2／3を占めている。

万一の事故に備えて、事故が起きたら…

1. 携帯電話を持ち歩き、落ちないようにひもで結ぶ。携帯電話が通じない場所は笛を持参する。
2. 草刈をする時は、ゴーグル・フェイスフィールド・すね当てを付ける。
3. トラクターに乗るときは、安全キャブ・フレームのあるトラクターに乗り、ヘルメット・シートベルトを付ける。
4. 動力機械に物が詰まった時は、エンジンを止めてから、物を取り除く。
5. 高さ２ｍ以上の高い場所で作業するときは、安全帯を設置し、ヘルメットを付ける。
6. 直射日光を避け水分をこまめに取り、塩分やミネラルの補給をして、熱中症予防を行なう。
7. 緊急の場合は、遠慮せず救急車を呼ぶ。
8. 切り傷の場合、まず止血、傷口を布でしばり、傷口を心臓より高くする。ただし、指先を輪ゴムで血が出ないほど締め付けすぎると腐れる。
9. 機械の巻き込まれ等により指を切断した時は、ふやけないように指と氷を別々の袋に入れ冷やす。
10. ＪＡで労災保険に加入し、万一の事故に備える。





ＪＡの労災保険に加入するメリット ⇨

1. 特別加入をすることができます
2. 農家の事務処理負担が軽減されます
3. 保険料金額に関わらず年３回に分割納付できます

☆労働者を雇用したら、労働者名簿・出勤簿・賃金台帳を整備しましょう！

「労災保険」へのご加入はお済みですか？

労災保険とは、正社員やアルバイトなど労働者のけがや病気・死亡などに対する国の補償制度です。

事業主の安全配慮義務・災害補償義務

①事業主には、従業員が安全かつ健康に労働できるようにするため、労働契約法第５条により、**安全配慮義務**を負う。
②また、業務災害（仕事中の災害）が発生した場合、労働基準法第 75～81 条により事業主に**災害補償義務**が生じます。
③つまり労働者が負傷したり、障害が残ったり、死亡した場合などは、治療費や休業中の補償、障害補償、遺族補償などを**事業主が負担しなければなりません。**



労働者を１人でも雇う場合は、万一に備えてぜひ加入しましょう！

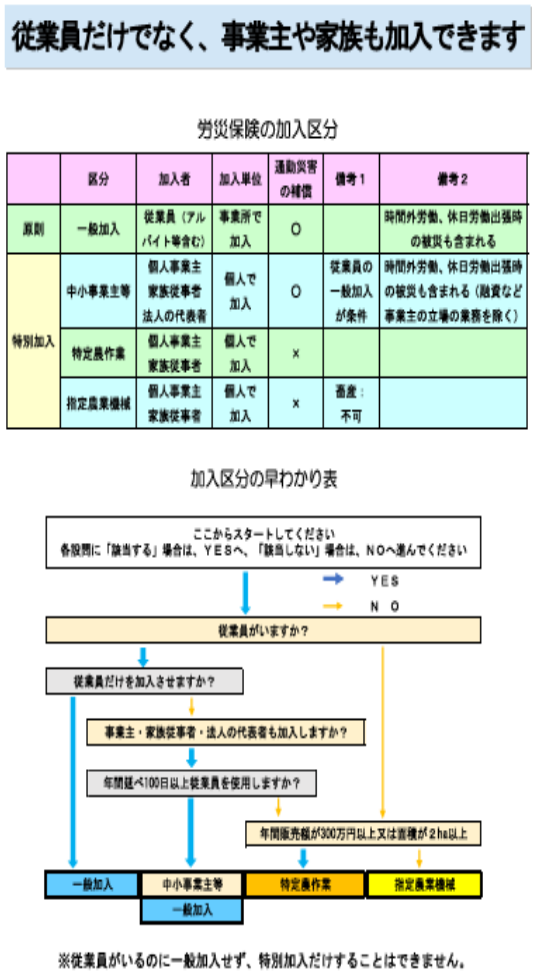
労災保険に加入していれば、下記のような手厚い補償を受けることができます。

～ 給付基礎日額5,000円の場合

補償内容の一例

負傷した時 療養（補償）給付	◎農作業によるケガや病気で病院等を受診する場合 必要な治療・薬・入院費等が治るまで**無料**で受けられます。
休業した時 休業（補償）給付	◎農作業によるケガや病気の治療のために労働することができない日が４日以上となった場合 休業４日目以降、１日あたり給付基礎日額の８０％が支給されます。 ～4,000円×日数が支給されます
障害が残った時 障害（補償）給付	◎農作業によるケガが治った後に障害等級に該当する障害が残った場合 障害の程度に応じて支給されます。 第１級の場合 （給付基礎日額の 313 日分） ～年金 156 万５千円 ＋ 一時金 342 万円が支給されます
亡くなられた時 遺族（補償）給付	◎農作業中機械等により死亡した場合、遺族の人数に応じて支給されます。 遺族３名の場合 （給付基礎日額の 223 日分） ～年金 111 万５千円 ＋ 一時金 300 万円 ＋葬祭料として 46 万５千円が支給されます

（2）パンフレットの作成③



従業員だけでなく、事業主や家族も加入できます

労災保険の加入区分

	区分	加入者	加入単位	通勤災害の補償	備考1	備考2
原則	一般加入	従業員（アルバイト等含む）	事業所で加入	○		時間外労働、休日労働出張時の被災も含まれる
特別加入	中小事業主等	個人事業主 家族従事者 法人の代表者	個人で加入	○	従業員の一般加入が条件	時間外労働、休日労働出張時の被災も含まれる（融資など事業主の立場の業務を除く）
	特定農作業	個人事業主 家族従事者	個人で加入	×		
	指定農業機械	個人事業主 家族従事者	個人で加入	×	畜産：不可	

加入区分の早わかり表

※従業員がいるのに一般加入せず、特別加入だけすることはできません。

労災保険料

例：アルバイト2名の年間賃金総額が100万円、事業主の日額を5,000円、家族従事者の日額を3,500円の場合（特別加入の日額は3,500～25,000円で設定できます）※手数料として保険料の5％をいただいております。

	一般加入
保険料計算式	年間賃金総額×13/1000
アルバイト保険料	13,000円
手数料	650円
合計（年間）	13,650円

	特別加入（下表参照）		
	特定農作業	指定農業機械	中小事業主等
保険料計算式	日額×365×9/1000	日額×365×3/1000	日額×365×13/1000
事業主保険料	16,425円	5,475円	23,725円
家族従事者保険料	11,493円	3,831円	16,601円
手数料	1,395円	465円	2,016円
合計（年間）	29,313円	9,771円	42,342円

【メリット】①ＪＡより別途負担金をいただいていますので、組合員の方は安い手数料で加入できます。
②税務上すべて経費（法人の場合～損金）処理されます。

特別加入の保険料（支払い能力に応じて、下表よりお選びください）

給付基礎日額 A	保険料算定基礎額 B=A×365日	年間保険料 特定農作業従事者 B×9/1000	年間保険料 指定農業機械作業従事者 B×3/1000	年間保険料 中小事業主等 B×13/1000
25,000円	9,125,000円	82,125円	27,375円	118,625円
24,000円	8,760,000円	78,840円	26,280円	113,880円
22,000円	8,030,000円	72,270円	24,090円	104,390円
20,000円	7,300,000円	65,700円	21,900円	94,900円
18,000円	6,570,000円	59,130円	19,710円	85,410円
16,000円	5,840,000円	52,560円	17,520円	75,920円
14,000円	5,110,000円	45,990円	15,330円	66,430円
12,000円	4,380,000円	39,420円	13,140円	56,940円
10,000円	3,650,000円	32,850円	10,950円	47,450円
9,000円	3,285,000円	29,565円	9,855円	42,705円
8,000円	2,920,000円	26,280円	8,760円	37,960円
7,000円	2,555,000円	22,995円	7,665円	33,215円
6,000円	2,190,000円	19,710円	6,570円	28,470円
5,000円	1,825,000円	16,425円	5,475円	23,725円
4,000円	1,460,000円	13,140円	4,380円	18,980円
3,500円	1,277,500円	11,493円	3,831円	16,601円

一般加入者とは　～　労働者だけの加入

雇用されている労働者であれば、正社員やパート・アルバイトに関わらずすべて

加入の対象となります。



特別加入者とは

（1）中小事業主等

中小事業主等とは、農業の場合には常時300人以下の労働者を使用する事業主（事業主が法人の場合にはその代表者）および労働者以外でその事業に従事する人（特別加入ができる事業主の家族従事者など）をいいます。

なお、労働者を通年雇用しない場合であっても、1年間に100日以上、労働者を使用することが見込まれる場合を含みます。

（2）特定農作業従事者

特定農作業従事者とは、次の①～③の全てに該当する人をいいます。

①「年間の農業生産物（農産及び畜産に係るものを含む）の総販売額が300万円以上」または「耕地面積が2ヘクタール以上」の規模（この基準を満たす地域営農集団などを含む）を有している。

②土地の耕作、開墾、植物の栽培・採取、家畜（蚕さん及びみつばちを含む）・家の飼育の作業のいずれか1つ以上を行う農業者（労働者以外の家族従事者などを含む）である。

③次のアからオまでのいずれかの作業に従事する。

（3）指定農業機械作業従事者

指定農業機械作業従事者とは、農業者（労働者以外の家族従事者などを含む）であって、次の機械を使用し、土地の耕作、開墾または植物の栽培、採取の作業を行う人をいいます。

① 動力耕うん機その他の農業用トラクター ② 動力田植機 ③ 自走式田植機 ④ 自走式スピードスプレーヤーその他の自走式防除用機械 ⑤ 自走式動力刈取機、コンバインその他の自走式収穫用機械 ⑥ トラックその他の自走式運搬用機械	⑦ 次の定置式機械または携帯式機械 ・動力揚水機　・動力草刈機 ・動力カッター　・動力噴霧機 ・動力脱穀機　・動力籾摺機 ・動力籾乾機　・チェーンソー ・単体条式播種機　・コンベヤー ⑧ 無人航空機 （農薬、肥料、種子、もしくは農作業の助力または調査に用いるものに限る。）

Interview

JAは、労災保険への加入・事故対応をサポートします！

ＪＡあいら

ＪＡ種子屋久

担当の営農職員は、「組合員や従業員の皆さまが安心して働ける環境づくりを目指し、労災保険制度の周知にも力を入れております。申請手続き等について分かりやすくお伝えすることを心がけています。」と話をされた。

屋屋部長は、「労災保険は、農作業事故から農家を守る制度なので、広報誌への掲載や生産部会・医療会での案内に努めています。今後は、営農指導員・青色申告会と連携し、さらに加入をすすめます。」と話をされた。

パンフレットの作成・配布

①数量：9,000部

・JA、厚生連病院
～8,200部

・県、地域振興局
～　800部

②配布時期：令和8年4月

（3）令和８年度　農業者の労災保険・農作業安全研修会

会　次　第

1. 開　会		中央会　長谷主査
2. あいさつ （10:30～10:35）		中央会　関野センター長
3. 研　修		
1）　事務組合の事業報告 （10:35～10:45）	資料１	中央会　池ノ上職員
2）　労災保険制度と法改正の概要 （10:45～12:00）	資料２	中央会　池ノ上職員
（昼　食）		
3）　労災保険の事務手続き （13:00～14:00）	資料３	中央会　本田職員
（休　憩）		
4）　ＪＡの労災保険の取組事例 （14:10～14:25）	資料４	ＪＡ北さつま　吉留職員
5）　県の農作業事故の現状と取り組み （14:25～14:40）		県農業開発総合センター 溜池農業専門普及指導員
6）　熱中症対策 （14:40～15:10）		いぶし社会保険労務士事務所所長
（休　憩）		
7）　労災保険・安全対策の重要性 ～地域農業の持続的発展と安全対策へのＪＡはだのの挑戦～ （15:20～16:10）		ＪＡはだの　宮永代表理事組合長

ＪＡ担当者向け研修会

①開催日時：令和8年8月5日
10：30～16：10

②開催場所：県JA会館10F

③講　　師　：本会職員
JA職員
県職員
社会保険労務士
JAはだの宮永組合長

④出席者　：31名

（4）デジタルサイネージへの掲載・ポスターの作成



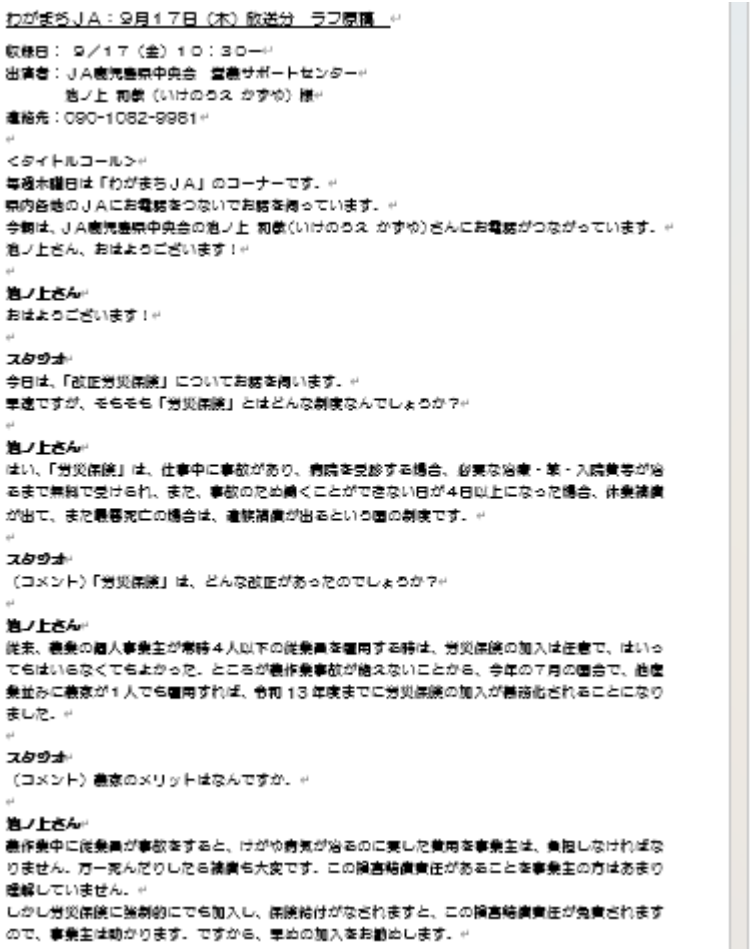
①デジタルサイネージへの掲載

期日：令和8年9月15日～
場所：JA鹿児島県会館1F等を予定

②ポスターの作成・配布

数　量：190枚
配布先：JA、厚生連病院等
配布時期：10～11月

（5）ラジオ収録出演



わがまちＪＡ：９月１７日（木）放送分　ラフ原稿

収録日：９／１７（金）１０：３０
出演者：ＪＡ鹿児島県中央会　営農サポートセンター
　　池ノ上 和歌（いけのうえ かずや）様
連絡先：090-1082-9961

＜タイトルコール＞
毎週木曜日は「わがまちＪＡ」のコーナーです。
県内各地のＪＡにお電話をつないでお話を伺っています。
今朝は、ＪＡ鹿児島県中央会の池ノ上 和歌（いけのうえ かずや）さんにお電話がつながっています。
池ノ上さん、おはようございます！

池ノ上さん
おはようございます！

スタジオ
今日は、「改正労災保険」についてお話を伺います。
早速ですが、そもそも「労災保険」とはどんな制度なんでしょうか？

池ノ上さん
はい、「労災保険」は、仕事中に事故があり、病院を受診する場合、必要な治療・薬・入院費等が治るまで無料で受けられ、また、事故のため働くことができない日が４日以上になった場合、休業補償が出て、また最悪死亡の場合は、遺族補償が出るという国の制度です。

スタジオ
（コメント）「労災保険」は、どんな改正があったのでしょうか？

池ノ上さん
従来、農業の個人事業主が常時４人以下の従業員を雇用する時は、労災保険の加入は任意で、はいってもはいらなくてもよかった。ところが農作業事故が絶えないことから、今年の７月の国会で、法律改正により農家が１人でも雇用すれば、令和１３年度までに労災保険の加入が義務化されることになりました。

スタジオ
（コメント）農家のメリットはなんですか。

池ノ上さん
農作業中に従業員が事故をすると、けがや病気が治るのに要した費用を事業主は、負担しなければなりません。万一死んだりした場合も大変です。この障害賠償責任があることを事業主の方はあまり理解していません。
しかし労災保険に強制的にでも加入し、保険給付がなされますと、この障害賠償責任が免責されますので、事業主は助かります。ですから、早めの加入をお勧めします。

スタジオ
（コメント）労災保険料はどれくらいかかりますか。

池ノ上さん
はい、支払った従業員の年間賃金に 13/1,000 をかけた保険料に５％の手数料を加えた金額です。例えば年間賃金合計が 100 万円の場合、保険料が年間 13,000 円で、事務手数料が年間 650 円、合計年間 13,650 円になります。

スタジオ
（コメント）試算の前には、保険料が安い感じがしますね。
　　お問い合わせは、どこでしょうか？

池ノ上さん
はい、「労災保険」は JA の店舗で取り扱っていますので、最寄りの JA までお問合せください。

スタジオ
（コメント）それでは最後に、ラジオをお聴きの皆様にメッセージをお願いします。

池ノ上さん
従業員だけでなくて、農業の場合　特別加入として事業主、家族従事者および法人の代表者も労災保険に加入できます。
大切な家族や従業員を事故から守るために、労災保険の加入を勧めます。

スタジオ
（コメント）
『わがまちＪＡ』今朝は、「改正労災保険」の話題をお届けしました。
池ノ上さん、ありがとうございました。

池ノ上さん
ありがとうございました！

ラジオ収録出演

収録日：令和8年9月17日
場所：JA鹿児島県会館9F

放送局：MBCラジオ
放送日：令和8年9月23日
放送時間：5分

（6）ラジオＣＭ作成・放送

（原　　稿）

Ａ　　：「おーいたくや！　こんど労災保険の改正があったっち
　　知っちょったけ？」
たくや：「そいはないけ」
Ａ　　：「農家がアルバイトでも人を雇えば、労災保険に、はいらんと
　　いかんごとなったちよ」
たくや：「じゃっとや、そいは知らんかった。早よＪＡに聞きに行かん
　　ならね」

農家も人を雇う場合、令和１３年度までに労災保険の加入が義務化されます。
一方、事業主は雇った人がけがをした場合、病院などにかかった費用を支払う義務があります。

そこで労災保険に加入すれば、万が一けがや病気になっても安心です。
労災保険に早めの加入がおすすめです。
農家の従業員だけでなく事業主も加入できます。
お近くのＪＡにお問い合わせください。

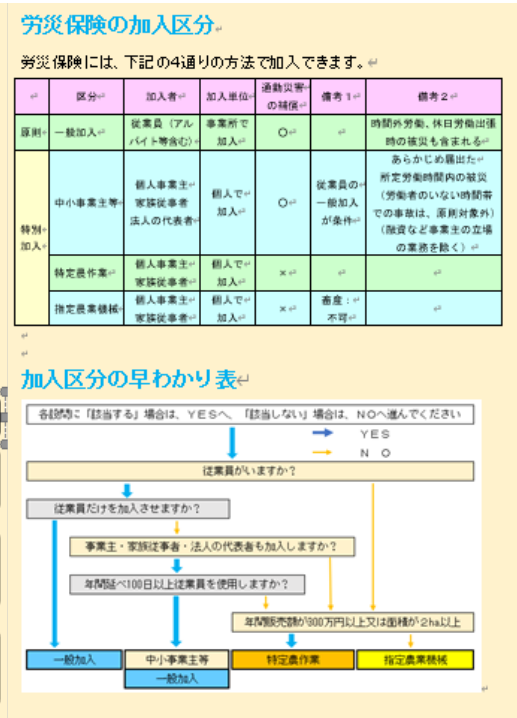
ラジオＣＭ作成・放送
収録日：令和8年10月予定
場所：鹿児島市

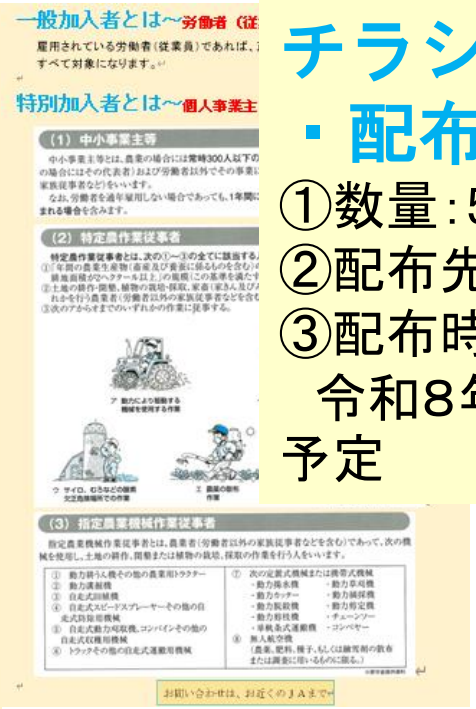
放送局：MBCラジオ
　　FM鹿児島
放送日：11月～1月予定
放送時間：1分
放送回数：合計100回

（7）チラシの作成・配布









チラシの作成・配布

①数量：5,000部
②配布先：JA等
③配布時期：
　令和8年10月～11月予定

（8）動画・ユーチューブ作成

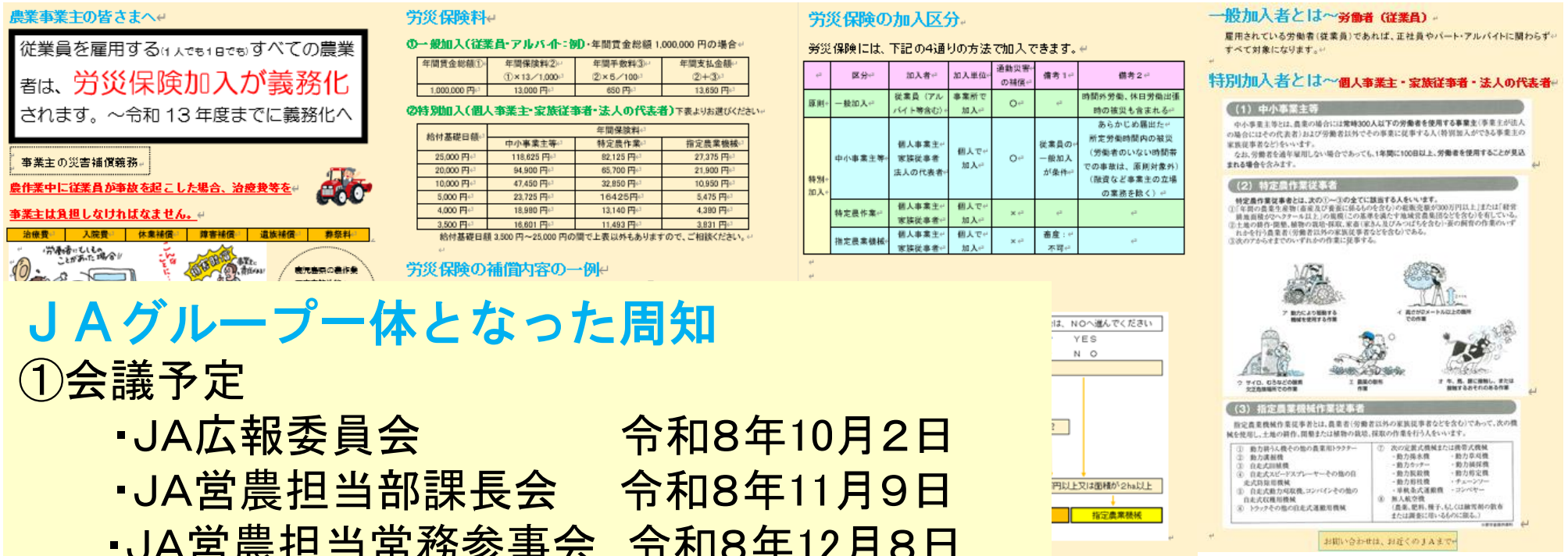
動画・ユーチューブ作成

①放映・配信時間
　　研修会用動画　　：15分
　　ユーチューブ一般配信：1分

②農家・JA撮影日　　：令和8年10月予定

③完成日　　：11月末予定

（9）ＪＡのＨＰにバナー設置



ＪＡグループ一体となった周知

①会議予定

- ・JA広報委員会　　令和8年10月2日
- ・JA営農担当部課長会　　令和8年11月9日
- ・JA営農担当常務参事会　令和8年12月8日

②JAのHPにバナー設置　　令和9年1月予定

Ⅲ課題（1）

①県の窓口が不確定

・県経営技術課
・（一社）県農業会議
・労働局など労働保険関係先

②今後の推進方向

・改正法の対象者　～一般加入（従業員）
・改正法の対象者外～特別加入（事業主・家族従事者・法人の代表者）

⇩

事務組合でないと対応不可

・よって事務組合を設置し、特別加入者含むすべての農業者が労災保険の対象者となるような働き掛けが必要。

～政府として事務組合設立・運営支援（人・財政）が必要

Ⅲ課題（2）

③業務効率化対策（案）

・今後義務化に向けて加入者が一時的に増加することが見込まれ、個人情報管理や更新手続きを含め、事務体制にかかる負担が増大。

・個々にシステム投資を行うと、過大投資となる可能性。

・また、開発費は無形固定資産（5年償却）のため、本補助事業対象者として5か年間採択されなければ、現場において多額の費用負担が発生することから、積極的な任意加入に躊躇せざるを得ない事務組合等が生じることが見込まれる。

・全国組織でシステム構築し、事務組合等が運用できるようにする必要がある。

Ⅲ課題（3）

④令和１３年繁忙時期の対応

・厚生労働省労働政策審議会の労災保険部会での協議も踏まえ、労災保険の義務化の 施行が令和13年4月1日となる見込み。

・年度更新業務と重なり、駆け込みの新規加入が重なれば、現場混乱が生じる恐れがある。。

・個々の事務組合では加入の新規受付を繁忙時期（例えば2月～6月）に受付不可とすること等を検討することも必要である。

Ⅲ課題（3）

⑤雇用初日の労災保険の加入

・暫定任意適用事業所の労災保険の加入については、初めて従業員を雇用してからの手続きとなるため、最初に雇用した従業員の初日は労災保険に加入できない。

・その説明に毎回時間を要することから、令和13年度の義務化が見込まれているので、強制適用事業所と同様に初日から適用できるようにして欲しい。